

第35回役員会議事録

I 日 時 平成19年5月10日(木) 10時00分～10時30分

II 会 場 本部棟8階経営協議会室

III 出席者 岩崎学長、工藤理事、腰塚理事、泉理事、波多野理事、吉武理事、谷川理事、
山田理事

合志監事、吉井監事、水林副学長、辻中学長特別補佐

IV 配付資料

平成19年度内部監査計画(案) -----[資料1]

筑波大学海外拠点の設置に関する基本方針(案) -----[資料2]

海外拠点「筑波大学中央アジア国際連携センター(仮称)」

の設置について(案) -----[資料3]

中央アジアの世界(2007.3 NUMBER1) -----[席上配付資料]

V 議 事

1 平成19年度内部監査計画について

秋野監査室長から、資料1に基づき、国立大学法人筑波大学内部監査規則第11条第1項の規定に基づき監査室長が策定する内部監査計画について、同監査の基本方針、今年度の重点取組施策等について説明があり、審議の結果、原案どおり承認された。

合志監事から、事務職員の適正配置に関するテーマ監査の重要性について指摘があった。

また、監事からのコメントとして、吉井監事から、同監査を受ける側が積極的な姿勢で監査に取り組む必要がある旨の発言があった。

2 海外拠点の設置に関する基本方針について

吉武理事から、同基本方針を定める目的について説明があった。

次いで、辻中学長特別補佐から、資料2に基づき、海外拠点の設置形態、設置に当たっての基本的な要件及び必要な手続き等について説明があった。

引き続き審議が行われ、設置に当たっての基本的な要件を一部修正することとし、また、5月17日開催の教育研究評議会での承認を前提としたうえで承認された。

審議の過程で、谷川理事から、各教育研究組織が設置する海外拠点の性格について質疑があり、辻中学長特別補佐から、研究科等が当該組織の必要に応じて設置し、各自の責任で管理・運営するものであり、共同研究の相手先なども拠点となり得る旨の説明があった。

3 海外拠点「筑波大学中央アジア国際連携センター(仮称)」の設置について

辻中学長特別補佐から、資料3及び席上配付資料に基づき、同センター設置の目的、運営体制及び主な活動等について説明があり、審議の結果、5月17日開催の教育研究評議会での承認を前提としたうえで原案どおり承認された。

監事からのコメントとして、吉井監事から、他大学の海外拠点設置状況を把握できる資料を作成すべきである旨の発言があった。

次回日程 5月24日(木) 14時00分～ 本部棟8階経営協議会室

以上